

広島県条例一部改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

1 要旨・目的

広島県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年条例第15号)」第3条に規定する「盗撮」の規制場所を追加するなど、条例の一部改正を検討するに当たり、広く県民からの意見を聴取するため、パブリックコメントを実施した結果を報告するもの。

2 現状・背景

近年のスマートフォンやその他の撮影機器の高性能化及び小型化に伴い、盗撮行為が悪質・巧妙化して場所を選ばず行われている現状を踏まえ、盗撮行為を禁止する場所を拡大するとともに、盗撮の準備行為を規制対象の行為として明文化するなど、必要な改正を行う。

3 概要

(1) 実施対象

広島県民等

(2) 実施期間

令和3年10月25日(月)から同年11月24日(水)までの間

(3) 募集方法

広島県警察ホームページに掲載(広島県ホームページにリンク)、警察本部情報公開センター(東館1階)、行政情報コーナー(南館1階)、各警察署に公表資料を配置(窓口に直接提出、電子メール、郵送、FAXにより意見を募集)

※ 県警メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムへ掲載

(4) 実施結果

別添のとおり(実施結果を広島県警察ホームページ(広島県ホームページにリンク)で公表予定。)

4 その他

条例改正案を令和4年2月定例会へ上程予定

※ 施行日は令和4年6月1日で調整中

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案に関する県民意見募集（パブリックコメント）を実施した結果は次のとおりです。

1 意見募集の期間及び結果

意見募集期間	令和3年10月25日（月）～11月24日（水）
意見募集結果	計8件（4名）

2 意見と対応

意見の内容	対応
<p>1 広島県でも東京都や大阪府と同水準の取締り内容に改正して欲しい。</p> <p>2 盗撮行為の場所拡大の準備とありますが、宿泊先施設も含める必要があります。</p>	<p>1 本改正案は、他県における規制内容を参考にした上で、本県の実情も踏まえて改正を検討しております。</p> <p>2 人が通常衣服等の全部又は一部を着けないでいる場所（私的空間）には例示の他、ホテルや旅館の客室も含めて検討しております。また、共用部分につきましては、不特定又は多数の者が利用する場所（準公共空間）として規制を検討しております。</p>
<p>1 改正案に盛り込まれていませんが、罰則を厳しくしてもよいのではないかと。</p>	<p>1 盗撮行為が多様化している問題については場所規制等を行いますが、犯行件数が増大しているとの傾向にはなく、法定刑を引き上げるまでの必要性が乏しいことから既存の罰則適用を検討しております。</p>
<p>1 嫌がらせで携帯電話を向けられ動画を撮られることがあります。ルールが必要だと思いますので、条例の一部を改正していただきたい。</p>	<p>1 現行法令等を個別に検討する必要があると判断しますが、条例の目的や罰則付きの規制であることを鑑み、ご意見の内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>1 私的空間の規制について、軽犯罪法との抵触や条例の趣旨との不整合があると考えます。さらに、私的空間を規制する場合「住居」は除外するべきであると考えます。</p>	<p>1 改正による新たな規制は、いずれも他の法令と規制の趣旨・目的が異なる、あるいは他の法令の規制が及ばない部分についての規制であり、県民生活の平穩を保持するという条例目的を達成するためであることから、整合性はあるものと考えます。また、「住居」の規制につき</p>

<p>2 私的空間の盗撮について、親告罪とすべきであると考えます。</p> <p>3 盗撮準備行為については「卑わいな言動」として包括的に規制すべきであると考えます。</p> <p>4 準公共空間と私的空間とが定義上重ならないことを明らかにすることを求めます。</p>	<p>ましても、社会情勢の変容に伴い条例の規制対象行為が県民個々の平穩を害する行為にも拡大されており、健全な地域社会の生活環境を阻害する行為を規制し、「県民生活の平穩を保持」という条例目的を達成するため「住居」内に規制場所を拡大できるものとして検討しております。</p> <p>2 本条例は、制定から現在まで、いずれの条項についても非親告罪として存在しており、親告罪とするには特に慎重に検討を重ねる必要があると考えます。本条例は県民生活の平穩を保持することを目的としており、公共の場所と私的な場所において共通するものと考えます。また、告訴するか否かの選択を迫られているように被害者が感じる場合や、告訴したことにより犯人から報復を受けるのではないかとの不安を持つなど精神的にも負担を生じかねないことから、親告罪として加害者の訴追や処罰を被害者の意思に委ねることは適当ではないと考えます。被疑者の犯行については、十分な客観的証拠に基づき厳正かつ適正に対応し、被害者に関しては、十分に被害者感情を考慮した上で対応してまいります。</p> <p>3 これまで、盗撮行為を送致した中で本条例3条1項3号の「卑わいな言動」を適用した「盗撮の準備行為」が相当数を占めていたことを考慮し、これらの行為を明文化する必要性が高く、県民の皆様にも明確に禁止行為を示せるよう、改正を検討しております。</p> <p>4 改正案では、通常衣服を着けている状態にある準公共空間と通常衣服を着けていない状態もある私的空間に関する規制として、定義を明確化し条項を分ける検討をしております。</p>
--	--

※ ご意見のうち、内容について一部要約し、同一と思われるものはまとめて掲載しています。具体的な内容を判断できなかったもの、改正案対象外、パブリックコメント制度そのものに対するご意見については、掲載していません。